

# 指摘事項

## 居宅介護支援

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第53号)

## 「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

# ☆具体的取扱方針

■福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を十分に記載するとともに、継続して福祉用具貸与・販売を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与・販売を受ける必要がある場合にはその理由を計画に記載すること。（条例第16条第22号、23号）

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。

このため、居宅サービス計画に貸与及び販売を位置付ける場合にはサービス担当者会議を開催して必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、必要な理由を記載しなければなりません。

# ☆計画の作成

---

■計画を変更せずサービスの利用回数が増えたり減ったりしたため、計画の内容に変更が生じた際には変更処理を行うこと。

また、軽微な変更であった場合においても変更後の計画を利用者及びサービス担当者に説明交付しサービス担当者から個別サービス計画の提出を受けること。

計画に位置付けられていないサービスについては、法定代理受領の対象とならないため、サービス提供事業所に過誤調整するよう説明すること。（介護保険法第42条の2第6項）

# ☆心身の状況等の把握

---

- アセスメントの記録が保存されていないため、保存すること。  
(条例第32条第2項)

# ☆内容及び手続の説明及び同意

■指定居宅介護支援の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、あらかじめ利用者に対して文書を交付して説明を行うこと。（条例第7条第2項、大臣基準告示82号）

公正中立の観点から令和3年度改正で追加になったものです。文書を交付して説明を行っていない場合、運営基準減算となります。

# ☆特定事業所加算

---

■必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画（以下、「計画」という）を作成すること。（老企第36号 第3の11）

令和3年度改正で追加になった要件です。多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいいます。